

5 婚姻関係が破綻している場合の婚姻費用等の分担義務

(1) 婚姻関係の破綻と婚姻費用分担義務

▶婚姻関係が破綻している場合でも、婚姻費用の分担義務はあるか

ア 学説等の状況

(ア) 婚姻費用の分担が家庭裁判所の事件となるのは、多くの場合、別居中であるなど婚姻関係が円満でないからである。そして、その程度は、円満な婚姻関係を回復する可能性があるものから、完全に破綻し、全く形骸化したものまで様々である。婚姻関係が破綻している場合、婚姻費用の分担義務がこれによって影響を受けるかどうか問題となる。学説には、これを肯定するものが多い。有地亨「婚姻関係の破綻と婚姻費用の分担」沼邊愛一ほか編『家事審判事件の研究(1)』37頁以下（一粒社、1988）は、夫婦関係が破綻して別居しているケースでは、円満な夫婦関係の回復可能性がある場合には、生活保持義務を基準に算出し、回復不可能な場合には、最低生活の程度で足り、破綻の程度に応じてその中間に様々なケースがあるとす。また、有地亨＝松嶋道夫「婚姻費用の算定」前掲『家事審判事件の研究(1)』51頁以下は、「婚姻費用の分担は平等な人格者である夫と妻が婚姻の協力関係の一環として分担し合うものであるから、協力関係の有無でその分担の程度は区別してよい」とし、「夫婦間の婚姻費用分担の程度は、夫婦の協力関係の喪失の度合、すなわち、破綻の程度に応じて妻の生活費の水準を分けて考え」、「夫婦間の紛争が進化すればするほど、別居期間が長くなればなるほど、夫婦協力の余後効が弱まるので」、①当事者間の紛争又は別居後1年前後の段階は、標準生活水準の生活費、②離婚調停経過又は別居後2年前後の段階は、健康体裁水準の生活費、③離婚訴訟経過又は別居後3年前後以上の段階は生活保護水準の生活費とする旨を提案し、有責性は、諸事情を考慮する中で減額することで

よいとする。

(イ) 実務は、学説と同趣旨のものもあるが、多くは、婚姻関係が破綻しても生活保持義務としての婚姻費用分担義務があるとし、ただ、破綻ないし別居について専ら又は主として責任がある者の分担請求は、信義に反し許されないとする。

まず、責任の有無とは無関係に、破綻そのものによって婚姻費用分担義務が軽減されるべきかどうかを検討する。

イ 裁判例の状況

(ア) 破綻そのものによって婚姻費用分担義務が軽減するとしたもの

【裁判例5】 東京家審昭47・9・14家月25・11・98

申立人(妻)が、相手方(夫)が女性関係により家出したため別居状態となっているところ、自らは心臓神経症で療養中であるとして、月額15万円の婚姻費用の分担を求めた事例である。審判は、「一般に夫婦間の婚姻費用分担の程度は、いわゆる生活保持義務であつて、自己と同程度の生活を家族にさせる義務があるといわれているが、婚姻が破綻状態になり、当事者双方に円満な夫婦の協同関係の回復への期待と努力が欠如している場合には、その分担額もある程度軽減されると解される。このような婚姻破綻についてどちらの配偶者に責任があるかという有責性については離婚の際の慰謝料あるいは財産分与において考慮されることはありうるとしても、婚姻費用分担義務は本来婚姻継続のための夫婦の協力扶助義務と共通の基盤に立つものであるから、その原因の如何にかかわらず、夫婦間にこのような基本的協同関係を欠くに至り将来回復の見込みもないときは、夫婦の協同関係の稀薄化に伴ないある程度分担責任も影響を受けることはやむを得ない」として、婚姻費用分担額については、社会生活における平均的な生活費を基準として分担額を定めるべきとし、昭和44年の全国消費実態調査の結果3万2101円に消費者物価指数の上昇率10.16%、当事者らの生活程度、申立人の通院治療費、申立人に稼働能力があること等を総合して、月額4万5000円と定めた。

【裁判例6】 長崎家審昭54・6・4家月32・3・108

相手方（夫）の他女との交際が原因で離婚した夫婦が約2年後の昭和51年に再婚（復縁）したが、相手方が、離婚中に他女との交際を深め、再婚に当たってその関係を清算していなかったことが原因で、夫婦間にトラブルが絶えず、その結果、昭和53年8月、相手方が家出して別居となった事例であり、審判は、「婚姻費用分担義務は夫婦の婚姻共同生活を維持する上で必要な費用を分担することを目的とするものであるから、その具体的な分担義務は婚姻共同生活の破綻の程度に応じて軽減されることがあり得るものと解すべきである」（要旨）として、「申立人及び相手方は、共に将来夫婦共同生活を回復維持する意思が全くなく、その婚姻共同生活は完全に破綻していると認められるから、本来相手方が負担すべき分担額のうち、申立人の生活費に関する部分の5割は、その限度で減少されるべき」とした。

【裁判例7】 東京高決昭57・12・27判時1071・70

抗告人（妻）が、婚姻費用の分担を求めた事例であるが、別居に至る事情は、明らかでない。決定は、「婚姻費用の分担義務は、本来婚姻継続のための夫婦の協力扶助義務を基礎とするものであるから、婚姻が破綻状態となつて夫婦の協力関係を欠くに至り、双方に本来あるべき円満な夫婦の協力関係の回復への意欲がみられなくなっている場合には、その分担額をある程度軽減することも許されるものと解するのが相当である。そして、右の破綻状態に至つたことについていずれの配偶者に責任があるかの点は、離婚に至つた場合において離婚に伴う慰藉料及び財産分与の額を定めるにつきしんじやくすれば足りる」とし、労研方式では月額23万円余りとなるところを、月額15万円（ただし、7月と12月は35万円）と定めた。

【裁判例8】 前橋家審平4・11・19家月45・12・84

昭和50年10月婚姻し、一児をもうけた夫婦で、医師である相手方（夫）が昭和53年9月に栃木県の病院に単身赴任して以来別居となっていたところ、夫が昭和62年1月以降生活費を送金しなくなったことから、申立人（妻）が婚姻費用の分担を求めた事例である。審判は「法律上の婚姻関係が継続している以上、婚姻関係が破綻しているからといって、そのことだけで、一方が他方の婚姻費用を負担することを要しないとはいえないが、本件のように、婚姻後約3年間同居しただけで以後十数年にわたり別居して、婚姻関係は回復不可能な状態に立ちいたった場合には、その状態になったことについて、婚姻費用を分担する側の当事者にもっぱら責任があるときは格別、そうでなければ、婚姻費用の分担に当たって、社会的に見て相当と認められるだけの婚姻費用を分担している限り、常に必ずしも自己とまったく同一の生活を保持するに足りるだけの婚姻費用を分担しなければならないものではない。」とし、従前の分担額等を考慮して平成4年4月以降については月額35万円としたが、その額は、審判が参考のために労研方式によって算定した額46万余円より約10万円低い額である。

【裁判例9】 岡山家玉島出張所審平4・9・21家月45・11・54

昭和56年6月婚姻し、その後、約1年別居し、同居に至ったものの、昭和60年秋から再度別居した夫婦において、申立人（妻）が子の監護費用を含む婚姻費用分担を申し立てた。相手方（夫）には、入退院を繰り返したという事実がある。審判は、「申立人と相手方は昭和56年6月1日の婚姻以降現在まで約11年間の内、わずかに3年半の同居しがなく、しかもここ7年間別居のままで、その間、相手方は重い病気にかかり、入退院を繰り返しているにもかかわらず、かつ、相手方が同居を求めたのに申立人がこれを拒否し、相手方は一般に申立人から妻としての協力を全く受けておらず、最も切実に妻の助力を要した時期にもなおこれを受けていない。既に夫婦間は回復しがたいまでに破綻している」「従って、このよ

うな場合婚姻費用として子の生活費のかかわる部分のみを義務として課するのが相当であり、申立人の生活費にかかわる部分は認めないこととする。」とした。

ウ 分担義務の有無

破綻そのものが婚姻費用分担義務を軽減させる根拠はどこにあるのか。【裁判例5】は、「婚姻費用分担義務は本来婚姻継続のための夫婦の協力扶助義務と共通の基盤に立つものであるから、その原因の如何にかかわらず、夫婦間にこのような基本的協同関係を欠くに至り将来回復の見込みもないときは、夫婦の協同関係の稀薄化に伴ないある程度分担責任も影響を受ける」といい、学説にも夫婦の「協同関係の稀薄化」が婚姻費用分担義務を減額させるとの見解もある（有地＝松嶋・前掲41頁）。しかし、婚姻費用分担義務は、婚姻という法律関係から生じるもので、夫婦の円満な関係、協力関係の存在という事実状態から生じるものではない。したがって、婚姻関係が破綻しているから、あるいは円満な関係が回復する見込みがないからといって夫婦の扶助義務が消滅するわけではない。法は、規範として、婚姻関係にある限り、当事者双方にこれに応じた義務を課しているのである。

【裁判例6】は、「婚姻費用分担義務は夫婦の婚姻共同生活を維持する上で必要な費用を分担することを目的とするものであるから、その具体的な分担義務は婚姻共同生活の破綻の程度に応じて軽減される」というが、破綻したとしても、婚姻は維持されるのであるから、維持する上で必要な費用は減じないのではないか。

【裁判例7】は、「双方に本来あるべき円満な夫婦の協力関係の回復への意欲がみられなくなっている場合には、その分担額をある程度軽減することも許される」というところ、そのような場合の解決は婚姻関係の解消によってされるべきであり、回復への意欲がないという事

履行を期待できない事態も生じる。家庭のあり方として、共働きが標準的なものとなっており、現状では格差があるものの、将来的には、男女格差は解消されるべきものであるとすれば、原則的に住居費等の生活基盤費用で当面その変更が期待できない費用は、特別経費として控除し、これによって著しく公平でないといえる場合は、最終的に調整するのが、実務的には妥当ではなかろうか。この点、標準的算定方式では、基本的に、2万円の幅の中では、柔軟に調整することが予定され、この幅を超える特別事情についても、典型的に修正が図られる実務が定着している。

(2) 生活費指数

▶生活費指数を細分することは合理的か

日弁連算定方式による指数の算出過程は、複雑である。標準的算定方式と同様に、生活扶助基準に学校教育費を考慮したとする。日弁連算定方式では、特別経費は、生活費として考慮されるから、生活費指数を決定するについては、特別経費の主要な部分である住宅費を考慮することになる。そのため世帯人数によって指数が変化することになり、年齢と世帯人数により、生活費指数は、多くの場合分けを必要とすることになった。そのため、算定表も多くなったし、計算も複雑化した。基礎収入の算出において、特別経費を控除しなかったことから生じた必然ともいえるが、利便性を考慮して、より単純化することも可能であったように思われる。

(3) 日弁連提言が例示する具体的事案

日弁連の提言においては、その算定方式による算定例が記載されている。このケースで、標準的算定方式による算定が、提言のいうように不公平な結果となっているのであろうか。以下、検討する。

ア 提言の養育費算定例

事例は、15歳の子1人を養育する権利者の養育費分担請求である。

義務者の総収入は、400万円、権利者の総収入は、175万円とされる。いずれも給与所得者である。

(ア) 従来の標準的算定方式では、標準的算定表を用いると、月額4万円～6万円の範囲であり、この中で個別事情を考慮して決定することとなる。

標準的算定方式において、計算式を用いて算出する場合、基礎収入の算出に用いる割合が42%～34%であって、何%とするかは裁判の場合は裁判官の裁量によるので、確実なことはいえないが、通常は、算定表の範囲の収まるような割合が用いられている。この割合を、義務者38%、権利者40%として計算すると（松本57頁による）、基礎収入は、義務者152万円、権利者70万円となり、義務者の基礎収入中の子の生活費部分は、 $152万円 \times 90 \div (100 + 90) = 72万円$ となり、養育費は、 $72万円 \times 152万円 \div (152万円 + 70万円) \div 12 \div 4万1000円$ （月額）となる。この額を目安に具体的な額を判断する。

ただし、標準的算定方式では、個別事情がない場合には、提言指摘のとおり、4万円又は4万1000円となる確率が高い。

(イ) 日弁連算定方式では、義務者の基礎収入は268万6400円、権利者の基礎収入は114万1000円となり、義務者の基礎収入中の子の生活費部分は、 $268万6400円 \times 83$ （子の生活費指数） $\div 183$ （義務者の生活費指数と子の生活費指数の合計） $\div 12 \div 10万1535円$ （月額）となり、これを権利者義務者の基礎収入で按分して月額約7万1266円となる。算定表によれば月額7万円となる。

その結果、義務者の生活費は、その基礎収入から養育費月額7万1266円を控除した15万2601円となり、義務者の基礎収入から子に振り分けられる子の生活費は10万1535円であるから、その割合は66.54%であるとする。

(ウ) 標準的算定方式を日弁連提言別表のデータで算出してみ

1 婚姻費用分担の主文・調停条項

(1) 分担を命じる主文

家庭裁判所は、家事審判事件が裁判をするのに熟したときは、審判をする（家事73①）。婚姻費用の分担に関する処分の審判においては、当事者に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる（家事154②三）。

審判は、特別の定めがある場合を除き、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の審判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない（家事74①）。審判（申立てを却下する審判を除く。）は、特別の定めがある場合を除き、審判を受ける者（審判を受ける者が数人あるときは、そのうちの1人）に告知することによってその効力を生ずる。ただし、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければその効力を生じない（家事74②）。申立てを却下する審判は、申立人に告知することによってその効力を生ずる（家事74③）。審判は、即時抗告の期間の満了前には確定しない（家事74④）。期間内に即時抗告がされると、これにより、審判の確定は、遮断される（家事74⑤）。

婚姻費用の分担を命じる主文は、基本的には、次のとおりである。1項は、過去分、2項が将来分となる。

- 1 相手方は、申立人に対し、58万2000円を支払え。
- 2 相手方は、申立人に対し、平成27年〇月から離婚又は別居解消に至るまで、毎月末日限り9万円を支払え。
- 3 手続費用は各自の負担とする。

（東京家審平27・8・13判時2315・96）

(2) 調停条項

▶調停条項の留意事項は何か

調停で合意する場合も、その条項は、給付を内容とするものは、原則として、強制執行が可能であるように定めなければならない。そのためには、給付内容が、明確であることが要求され、給付額が確定していることは当然として、期間がある場合は、その始期及び終期が明確であること、条件や期限も、一義的であることが求められる。

ア 毎月の支払を約する例

相手方は、申立人に対し、婚姻費用の分担金として、平成〇年〇月から当事者双方が別居を解消又は離婚するまでの間、月額〇〇円を、毎月〇日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。但し、振込手数料は、相手方の負担とする。

終期（「別居を解消又は離婚するまで」「別居解消又は婚姻関係解消まで」）を記載する。終期を「婚姻関係解消」とする例は、婚姻関係が離婚以外の理由で解消する場合をも意識したものである。

振込口座は、特定して記載するのがよい。振込手数料の負担者の記載は、関西では、その額を控除して振り込むのが慣習であるといわれるので、誤解のないように記載することが多い。

イ 過去の婚姻費用の支払を約する例

(ア) 一括払

相手方は、申立人に対し、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの未払の婚姻費用の分担金として、合計〇〇円の支払義務のあることを認め、これを平成〇年〇月〇日限り、次の口座に振り込んで支払う。

- (イ) 分割払（分割払の途中で金額の変更があり、最終回はさらに金額が異なる場合）

相手方は、申立人に対し、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの未払の婚姻費用の分担金として、合計〇〇円の支払義務のあることを認め、これを次のとおり分割して、前項の口座に振り込む方法により支払う。

- ① 平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、毎月〇日限り、〇〇円ずつ
- ② 平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、毎月〇日限り、△△円ずつ
- ③ 平成〇年〇月限り、□□円

ウ 将来の変更を合意する例

当事者双方は、本調停成立後3年経過時を目処に、婚姻費用分担額の増額について協議することとする。

協議の時期又は協議の開始を調停条項の解除条件とするものではない。協議が成立して初めて、従前の合意の効力が失われる。解除条件と誤解されるような記載は避けなければならない。当事者の一方が協議に応じず、又は合意ができない場合は、改めて調停の申立てをすることとなろう。新たに合意ができた場合の条項は、3「婚姻費用・養育費を増減する場合の審判の主文」の主文例を参考にされたい。

2 養育費分担の主文・調停条項

(1) 分担を命じる主文

養育費の分担は、子の監護に関する処分の中の、子の監護に要する費用の分担の審判であり、養育費の分担そのもののみを求める事件と、他の子の監護に関する処分、例えば、子の監護者の指定などとともに求められる事件もある。ここでは、養育費分担に関する主文のみ